

認可外保育施設を ご利用中・ご検討中の皆さまへ

中野区では、認可外保育施設を利用される方への補助金制度について、2026年4月利用分より以下のとおり補助対象条件を変更します。

補助金受給条件の変更について

【現行制度】

- 2025年度(令和7年度)の補助金は、下記1～4に加えて、認可保育園に申込みをして保留になっている月が補助対象です。

【変更後】

- 2026年4月以降(待機児童要件撤廃後)の利用分は、次の条件を満たす場合、入所申込みをしていない方や辞退した方も補助対象となります。
 1. 児童及び保護者が、月初日に中野区内に住民登録があること
 2. 月初日に保護者が補助対象施設と月ぎめ利用契約をしていること
 3. 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること(保育料未納月は対象外)
 4. 保護者に保育の必要性の事由があること

お問い合わせ先

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課

幼稚園・認可外保育係

03-3228-5681(平日8時30分～17時)